

## 第4章 ともに学び未来を育む教育文化のまち

### 第1節 学校教育の充実

#### 現状と課題

年少人口が減少し少子化が進行する一方、子育て・教育に対するニーズは多様化しています。本市においては、これまで幼保一元化や小中一貫教育を推進し、特色ある教育環境づくりに取り組んできたところですが、今後は更に、認定こども園、小学校、中学校それぞれの保育・教育における子どもたちの連続した育ちを視野に入れた、より一貫した教育の推進が求められます。

幼児教育においては、認定こども園においても幼児が今をよりよく生き、望ましい未来を創り出す基となる力をつけるための環境づくりが重要であると同時に、幼児期にふさわしい活動を通して、育てるべきことはしっかりと育て、小学校以後の生活や学習における自ら学ぶ意欲や判断力、表現力を培っていくことが求められます。

義務教育においては、次代を担う児童生徒の心身ともに健康で調和のとれた人間形成と、一人ひとりの個性の伸長を図ることが求められています。学習指導要領の改訂に伴い、これからは、「生きる力」の理念を具体化した3つの資質・能力である「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」及び「学びに向かう力、人間性等」を育む教育が必要です。また、いじめや不登校への対応、障害を持つ児童生徒の適正就学や教育的支援の充実等、「誰ひとり取り残さない教育」を推進していく必要があります。

また、近年の急激な社会変化に伴い、学校と地域を取り巻く課題はますます複雑化、多様化しています。「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という新学習指導要領の目標を学校と地域が共有し、連携、協働の下、学校づくりと地域づくりを進め、地域と一体となって児童生徒の成長を支えていく必要があります。

学校給食センターでは、小中学校及び認定こども園、安房特別支援学校鴨川分教室の14施設の園児、児童、生徒及び教職員等に対し、1日約2,500食の給食を提供しています。給食業務を支障なく円滑に行い、栄養バランスに優れた安全安心な給食を安定して提供していくためには、施設や厨房機器の適切な維持管理を行うとともに、老朽化した設備等を計画的に更新していくことにより、衛生管理基準を遵守して事故やトラブルを発生させないように努める必要があります。また、調理及び配送業務の委託先の民間事業者が持つノウハウや専門性を活用して、より一層の給食業務の合理化・効率化を図るため、老朽化の状態を整理し、更新の必要性を十分検討しながら、高機能・高効率の厨房機器等の導入を進めていく必要があります。

また、市内には、亀田医療大学をはじめとする大学関連教育研究施設が立地しています。こうした環境を活かし、地域や学校、大学との連携を強化することにより、地域への有用な人材の定着を図ることが求められています。

#### 基本方針

これからの学校教育においては、0歳から15歳までの子どもの発達の特性を理解し、一人ひとりの健やかな成長と豊かに生きる力を身に付けることのできる一貫した教育「保幼小中一貫教育」の推進に重点的に取り組みます。また、共生社会の形成に向けて、インクルーシブ教育システム<sup>\*</sup>の構築に努めます。

幼児教育については、その後の連続した育ちを見据え、幼児期にふさわしい豊かな活動を多様に実践するとともに、個に応じた指導・支援ができるよう、特別支援教育の充実と体制整備を進めます。

義務教育については、小中一貫教育を基軸に、認定こども園からの子どもたちの連続した育ちを見据えた一貫した教育のあり方を追求します。さらに、AI<sup>\*</sup>の活用など新時代（Society5.0<sup>\*</sup>）を力強く生き抜いていく子どもたちにとって、教育におけるICT<sup>\*</sup>を基盤とした先端技術の活用は欠くことができません。1人1台の端末と、高速大容量のネットワークを活用し、特別な支援を必要とする子どもを含め、多様な子どもたち一人ひとりに個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できるICT教育を推進します。また、自然環境の保持と経済活動を両立させ、持続可能な社会を目指すSDGs<sup>\*</sup>の理念に基づく教育を推進するとともに「誰ひとり取り残さない教育」の実現に向け、児童・生徒の就学支援や教育的支援、教育支援センター「ステーション」と連携した不登校支援などの充実にも取り組みます。

さらに、小中学校の適正規模や生徒数の減少に伴う部活動のあり方の検討のほか、安全安心な学校施設の整備に取り組み、児童生徒が生き生きと活動する学校づくりを進めます。

また、保護者や地域住民が学校運営に積極的に参加する学校運営協議会を設置し、「全ては子どもたちのために」学校と地域が力を合わせ地域と一体となった学校づくりを実現します。併せて、育てたい子ども像や目指すべき教育のビジョンを共有し、地域の創意工夫をいかした特色ある学校づくりを目指します。

学校給食では、成長期にある子どもたちに栄養バランスの取れた安全・安心でおいしい給食を提供し、子どもたちの体力向上、心身の健全育成に努めるとともに、食育やアレルギー対策にも積極的に取り組んでいきます。

また、地域への有用な人材の定着を図るため、高等学校、大学及び地域社会との連携強化を促進するとともに、学習環境の支援に努めます。

## 評価指標

指標名	現状値	目標値	備考
「お子さんは小学校または中学校生活を楽しんでいる」と回答した保護者の割合（保護者アンケート）	93.4% （令和元年度）	100%	総合戦略K P 1
「お子さんは認定こども園での生活を楽しんでいる」と回答した保護者の割合（保護者アンケート）	96.5% （令和元年度）	100%	現状値は「幼稚園生活を楽しんでいる」と回答した保護者の割合
授業以外で1日当たり30分以上読書する子どもの割合（小学校6年生・月曜日から金曜日）	35.2% （令和元年度）	50.0%	
小学校5・6年生及び中学生のタブレットPC端末の年間平均活用授業数（1学級当たり）	—	400時間	
学校給食1人1食当たりの残さい量	95g （令和元年4月から7月の平均）	90g	

## 施策・事業内容

### ○義務教育の充実

- \* 教育振興計画に基づき、小中学校における教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ります。
- \* 市教育政策研究会による研究成果を踏まえ、小中一貫教育を推進します。また、指定されたモデル校での小中一貫教育の研究を実施します。

#### ◆市民会議提案《第3分科会 施策5》

就学前教育の重要性が説かれている今、就学前から小学校へと繋げる、一貫した就学前教育の充実を図る。

- \* 小中学校へ外国語指導助手を派遣し、外国語教育と外国語活動の充実を図るとともに、国際化に対応した人材の育成と国際理解教育を推進します。

#### ◆市民会議提案《第3分科会 施策6》

学習意欲を刺激できる学校教育を推進する。

- \* 学校支援ボランティアの登録を進め、地域との連携による教育を推進します。また、学校運営協議会の設置及び地域学校協働活動推進員\*の配置を進めます。

◆市民会議提案《第3分科会 施策10》

コミュニティスクール\*や子どもたちが遊んでいる間の見守り体制などの、子どもとその保護者を地域で見守る仕組み作りを進める。

- \* 市内小中学校の枠を越えて実施する音楽発表会、科学発表会の実施及び文集ながさっ子の発行を通じて、豊かな心の育成を目指し、社会性を育成します。
- \* 関係機関等と連携した会議の開催や巡回相談員の派遣などを通して、子ども一人ひとりの発達に合わせたきめ細やかな支援を行います。
- \* スクールカウンセラーや関係機関等と連携し、いじめの防止、早期発見及び対処のための対策を講ずることにより、児童生徒が健やかに成長できる環境をつくります。
- \* 不登校児童生徒等のための相談、適応指導、学習指導を行い、社会的自立を支援します。

◆市民会議提案《第3分科会 施策8》

保健室登校（不登校）・発達支援学級への支援の充実を図る。

- \* 学校統合等により遠隔地からの通学・通園となった小中学校・認定こども園の児童生徒・園児に対して通学バスを運行し、安全かつ確実な登下校（園）を確保します。
- \* 遠距離通学者の保護者に補助金を支給し、保護者の経済的な負担軽減を図ります。
- \* 児童生徒及び教職員の定期健康診断等を実施し、健康の保持増進を図ります。
- \* 情報活用能力を育むために、GIGA スクール構想\*等により整備された情報通信ネットワーク及びタブレットPC 端末を活用し、ICT\*を活用した学習活動の充実を図ります。
- \* 小中学校への特別支援教育支援員の配置や児童生徒の指導に係る図書や教材を整備することで、教育の充実を図ります。また、小学校での体力向上プロジェクト、中学校でのメディカルチェックによるスポーツ障害の予防等により、児童生徒の体力向上を図ります。

◆市民会議提案《第3分科会 施策8》

保健室登校（不登校）・発達支援学級への支援の充実を図る。

- \* 経済的な理由により児童生徒の就学が困難とならないよう、保護者の経済的な負担軽減を図ります。
- \* 児童生徒の学力及び体力向上に向け、小中学校へ人的支援を行います。併せて、ICT\*を活用した事業を推進します。
- \* 県総合体育大会等に参加する生徒の派遣費を補助し、部活動の振興を図ります。

### ○幼児教育の充実

- \* 幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、家庭や学校との連携を図りながら、一人ひとりの特性に応じたきめ細やかな教育を推進します。

◆市民会議提案《第3分科会 施策5》

就学前教育の重要性が説かれている今、就学前から小学校へと繋げる、一貫した就学前教育の充実を図る。

### ○学校施設の改修

- \* 子どもたちが安全で快適に学べる教育環境づくりを目指し、校舎、屋内運動場の大規模改修を行います。
- \* 施設の老朽化に伴い、東条小学校校舎及び屋内運動場、鴨川小学校校舎、天津小湊小学校校舎、長狭中学校校舎のトイレ改修工事を行います。

### ○学校給食の充実

- \* 栄養バランスやアレルギー対応に配慮した、安全・安心でおいしい給食の提供に努めます。また、調理及び配送業務委託について、業務内容を見直し、経費削減や衛生管理の向上に努めます。

- \* 給食センターの厨房機器の計画的な更新を行い、安全・安心でおいしい給食の提供に努めます。
- \* 給食配送車の故障を未然に防止するため、計画的な更新を行います。

#### ○高等教育との連携強化

- \* 市内にセミナーハウスなどの関係施設を有する大学との連携により、大学が持つ知的財産を市民に還元するため、講演会や実験教室、キャンパスツアーなどを開催し、学習機会の提供を図ります。
- \* 医療・福祉産業の持続的な成長と医療環境の充実を促進するため、安房郡市内での就職を希望する看護学生に修学資金の貸付けを行い、看護師の確保を図ります。(再掲、第3章第5節)
- \* 要介護高齢者等の増加による介護人材不足の解消と市内の雇用促進を図るため、資格取得に対する補助を行い、介護人材の確保・育成を支援します。(再掲、第3章第5節)



## 第4章 とともに学び未来を育む教育文化のまち

### 第2節 生涯学習の充実

#### 現状と課題

生涯学習は、一人ひとりの人生を生きがいのある充実したものにするだけでなく、学びを通じて人と人がつながり、交流を深めながらお互いを尊重する気持ちを醸成します。幸せと誇りを感じられる、住みよい心豊かな生活の実現に向けたコミュニティづくりに、また、鴨川版 CCRC\*の推進に向けても、大きな役割を果たすことが期待されます。

今後、更なる推進を図るためには、少子高齢化や個人の価値観、ライフスタイルの多様化が進む中、市民一人ひとりのニーズを尊重しながら、それぞれのライフステージに応じた学習環境やメニューを提供することが必要となっています。

本市には、社会教育関連施設として、11の公民館やわんぱくハウスなどがありますが、快適な学習環境を維持するために、長寿命化計画及び今後予定されている市内公共施設の再検証の結果を踏まえ、施設の必要性とともに老朽化の進行や利用者数の推移を考慮し、そのあり方を検討していくことが求められます。

また、亀田医療大学をはじめ、複数の大学の教育研究施設が立地するとともに、自然環境や歴史・文化遺産に恵まれているため、こうした地域資源をいかした生涯学習の振興を図っていくことが求められます。

図書館ではコロナ禍\*において、市民一人ひとりのニーズにあったサービスの提供が求められています。市民が知識や情報を得るため、電子書籍の導入等の新たな方策について検討する必要があります。

#### 基本方針

家庭や地域での子どもの体験教室や職場体験学習、生活を豊かにする社会教育活動を通じて、市民が趣味やスポーツなどに親しみ、様々な問題解決や自己の希望の実現に向け、いきいきと学ぶことのできる「市民一人ひとりが輝く生涯学習のまちづくり」を進めます。

また、市民に、一方的・固定的に学習活動を進めるのではなく、市民がお互いを尊重し合い、教え合い、学び合えるように生涯学習活動の充実を図ります。

さらに、市内に関係施設がある大学との連携により、大学の持つ知的財産を市民に還元し、学習機会の拡充を図るとともに、市民が各地域の自然や歴史、文化などをいかし、趣味や地域学習などを通じて、お互いに交流し、活動する魅力あるコミュニティづくりを促進します。

公民館等社会教育施設については、その必要性に加え長寿命化計画及び今後予定されている市内公共施設の再検証の結果を踏まえ、運営のあり方や適正配置を検討していきます。

図書館では、コロナ禍\*によって大きくライフスタイルが変化していくことを踏まえ、更なる利用促進に向けて、自宅での快適な読書環境づくりや学習支援のため、家庭読書の更なる推進や電子書籍の導入等を検討していきます。

#### 評価指標

指標名	現状値	目標値	備考
公民館教室（主催事業）の年間参加者数（延べ数）	6,884人 （令和元年度）	6,860人	
大学等との連携による生涯学習プログラムへの年間参加者数（延べ数）	552人 （令和元年度）	560人	総合戦略KPI
生涯学習ボランティア登録者数（延べ数）	58人 （令和元年度）	60人	
図書館個人貸出登録者数	9,137人 （令和元年度）	9,221人	

○多彩な学習活動の促進

- \* 子どもから高齢者までの幅広い年代の利用を促進するため、魅力ある公民館教室の開催とその周知に取り組むとともに、サークル活動や、多様なニーズに応じた生涯学習活動の充実を図ります。

◆市民会議提案《第3分科会 施策2》

鴨川市の子育て支援メニューの数は現状でも十分だが、ニーズを適切に把握し、産前から産後までの切れ目のない支援策、支援体制をより充実させる。

- \* 社会教育の高度化・多様化に対応するため、社会教育指導員を配置し、社会教育事業への指導や学習相談等を実施します。
- \* 家庭教育指導員等による家庭教育支援や相談活動の充実を図るとともに、家庭教育学級の開催、子育て学習会への支援、福祉や子育て支援などの関係部署の連携や民間団体との協力などにより、家庭の教育力の向上を図ります。

◆市民会議提案《第3分科会 施策2》

鴨川市の子育て支援メニューの数は現状でも十分だが、ニーズを適切に把握し、産前から産後までの切れ目のない支援策、支援体制をより充実させる。

◆市民会議提案《第3分科会 施策3》

結婚を機に鴨川に居住し始めた方・核家族世帯・一人親の世帯などは、子育て期間中に友人や地域から孤立しがちで、結果的に不安に陥りやすい傾向にある。そのため、子育て世帯の孤立・不安を解消していく。

◆市民会議提案《第3分科会 施策8》

保健室登校（不登校）・発達支援学級への支援の充実を図る。

- \* 地域や社会教育関係団体等と連携し、中学生の職場体験学習などの様々な体験活動の充実を図り、子どもの生きる力を育みます。

◆市民会議提案《第1分科会 施策13》

医療環境が充実している強みを活かし、さらに安心して暮らせるまちを目指し、医療環境、福祉環境の拡充のため、医療産業、福祉産業を積極的に支援する。

◆市民会議提案《第3分科会 施策6》

学習意欲を刺激できる学校教育を推進する。

- \* 市内にセミナーハウスなどの関係施設を有する大学との連携により、大学が持つ知的財産を市民に還元するため、講演会や実験教室、キャンパスツアーなどを開催し、学習機会の提供を図ります。（再掲、第4章第1節）

◆市民会議提案《第3分科会 施策7》

豊かな自然環境を活かした、鴨川ならではの体験学習の充実を図る。

- \* 学校教育活動や社会教育活動のほか、市主催行事など必要に応じて移動教室バスを運行します。

○社会教育団体への補助事業

- \* 社会教育団体が充実した活動が行えるように取組を支援します。

○社会教育関連施設の整備充実

- \* 公民館について、市民が安心して利用できるように、施設の良い維持管理に努めます。
- \* 青少年研修センターについて、自然体験学習や社会教育活動を行う場として、施設の良い維持管理に努めます。また、指定管理のあり方について検討を進めます。
- \* わんぱくハウスについて、自然体験学習や社会教育活動を行う場として、施設の良い維持管理に努めます。また、利用状況を考慮し、施設のあり方を検討します。
- \* 公民館や視聴覚センターなどの社会教育施設について、必要性を踏まえ運営のあり方や適正配置について検討します。

## ○読書・学習環境の充実

- \* 乳幼児から高齢者までの幅広い世代が利用しやすい図書館運営をしていくため、図書館協議会を活用し、利便性の向上を図ります。
- \* 多様化する市民ニーズに沿った図書資料や視聴覚資料の整備を図ります。
- \* 図書館の主催事業として、乳幼児から高齢者まで幅広い世代が興味・関心を持てるように、セカンドブック\*事業などを新たに企画し、利用者の増加を図ります。

### ◆市民会議提案《第3分科会 施策2》

鴨川市の子育て支援メニューの数は現状でも十分だが、ニーズを適切に把握し、産前から産後までの切れ目のない支援策、支援体制をより充実させる。

- \* 子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、創造力を豊かにし、人生をより深く、心豊かに生きる上で、とても大切です。このため、読み聞かせや小中学校への配本事業等を推進することにより、子どもの読書活動の一層の充実に努めます。

## 第4章 とともに学び未来を育む教育文化のまち

### 第3節 青少年の健全育成

#### 現状と課題

次代を担う青少年を取り巻く生活環境は、少子高齢化の進行や情報通信技術の進展などにより、ますます多様化・複雑化しています。

特に、近年の情報化社会の進展に伴い、スマートフォン等のSNS\*を介して、いじめや犯罪被害などに巻き込まれるケースが急増しています。

また、少子化や核家族化による家庭環境の変化に伴い、青少年が様々な体験や活動をする場が減っていることから、規範意識の醸成やコミュニケーション能力を身につける機会が少なくなっています。

こうした中、青少年があらゆる生活の場において、様々な人間関係や活動を通して、豊かな人間性を育み、健全に育成されるよう、青少年育成団体や学校、家庭、地域が更に連携を深め、時代の変化に柔軟に対応した取組を地域全体で進めていくことが重要です。

#### 基本方針

次代を担う青少年が、自らの能力や個性を十分に発揮するとともに、地域の担い手として健全に育成されるよう、学校、家庭、社会教育関係団体との連携を強化し、健全な社会環境づくりに向けた各種活動を推進します。

また、青少年の健全育成を図るため、子ども会育成連盟による球技大会・ウォークラリー大会・ジュニアリーダー講習会・土曜スクール\*によるスポーツ活動・創作活動・文化体験活動・タグラグビー\*フェスティバル・亀田医療大学交流事業等への参加機会の拡充、更には地域学校協働本部による地域と学校の連携・協働体制の強化、青少年育成鴨川市民会議や青少年相談員連絡協議会による指導者育成の研修会等を支援します。このような取組を通して、地域全体で青少年を支え育てるための基盤づくりを進めます。

#### 評価指標

指標名	現状値	目標値	備考
市内青少年育成団体が主催する青少年育成事業への児童の年間参加者数（延べ数）	348人 （令和元年度）	320人	減少率を抑制
土曜スクール*（放課後子ども教室）での活動に満足した参加児童の割合	98.7% （令和元年度）	100%	

#### 施策・事業内容

##### ○啓発活動の推進

\* 地域で青少年育成活動が活発に展開されるよう、青少年育成鴨川市民会議が開催する「青少年健全育成推進大会」及び「青少年育成指導者研修会」を支援します。

##### ○青少年育成団体活動の活性化及び地域との連携強化

\* 地域の様々な団体と連携を図り、学校休業日である土曜日等に、小学生が安心して活動できる場の確保を図るとともに、次世代を担う青少年の健全育成を支援するため、小学校区を目安とした通称「鴨川市土曜スクール\*」（放課後子ども教室）や子ども会等の活動を推進します。

##### ◆市民会議提案《第3分科会 施策4》

学童保育・放課後児童教室（土曜スクール\*）などの整備・充実を図ることで、働きながら子育てできる環境整備を行う。

## 第4章 ともに学び未来を育む教育文化のまち

### 第4節 文化の振興

#### 現状と課題

文化・芸術は、人々に精神的な豊かさや感動を与え、真にゆとりと潤いを実感できる心豊かな生活を実現していく上で、欠かせない重要なものです。

本市では、音楽、演劇や舞踊などの舞台芸術、地域に伝わる伝統芸能など、様々な分野で市民の自主的な文化・芸術活動が展開されています。

文化・芸術の振興を期するためには、文化・芸術団体等と連携し、多くの市民が様々な分野の文化・芸術活動に参加し、これに触れ親しみ、交流することによって活動が充実する環境づくりを進める必要があります。参加者の固定化と高齢化が進む傾向が見られる文化・芸術団体においては、若年層の参加や団体間の交流を促進するなど、活動内容のより一層の活性化を図る必要があります。

加えて、これまで活動拠点として利用されてきた市民ギャラリーや市民会館などの施設の休館や廃止は、各団体の活動成果の発表の場の確保が困難になるなど、文化芸術活動の推進に影響があり、代替機能を持つ施設の確保や、新たな拠点の整備などが求められています。

また、地域の歴史・伝統は、大切に守り育て、後世に伝えていくことで、郷土を愛する心の育成や新たな文化の創造につながります。

本市には、県指定文化財の「大山寺不動堂」、国登録文化財の「旧水田家住宅」や特別天然記念物「鯛の浦タイ生息地」、県指定名勝「鴨川大山千枚田」や江戸幕府直轄牧「嶺岡牧」の遺構など、歴史的建造物や天然記念物、史跡、民俗芸能、伝統行事など、指定・未指定を問わず数多くの貴重な文化財が存在します。

これらの文化財を適切に保全し、次世代へ継承するため、文化財所有者や地域の方々と協力し、文化財保護の取組を継続していく必要があります。そのためには、今後も、調査・研究の推進、郷土を愛する心を育む人材育成とともに、関係部署が連携し、文化財を地域資源として有効に活用することにより、積極的に地域活性化につなげていくことがより一層求められています。

#### 基本方針

市民一人ひとりがふるさとの文化・芸術を理解し、郷土愛と誇りを持って、心豊かな生活を送ることができるよう、世代を問わず多くの市民が文化・芸術に親しむ機会の提供に努め、文化・芸術活動への参加を促進するとともに、現在行われている文化・芸術活動の活性化に向け、団体間の交流や連携を図ります。

また、文化・芸術活動の促進に向け、活動成果の発表と鑑賞の場を確保するため、市民会館や市民ギャラリー等の代替機能を持つ施設の確保に向けた支援を行うとともに、市民会館に替わる施設の整備について、財政状況を踏まえつつ検討を進めていきます。

さらに、郷土資料館・文化財センターでは、広く市内外へ本市の歴史や文化に対する理解を促すための展示や講座の開催などに加え、様々なコンテンツを利用した情報発信に努めます。

引き続き、貴重な文化財の保護・保全に取り組むとともに、潜在的な文化資源の掘り起こしと、これらの資源の有効活用を図るとともに、文化財保存活用地域計画の策定の検討と準備を進めていきます。

#### 評価指標

指標名	現状値	目標値	備考
文化芸術団体の年間活動人数 (延べ数)	1,931人 (令和元年度)	2,000人	
文化祭、市民音楽祭、公民館 まつり等の内容に満足した市民の割合 (アンケート)	89.0%	95.0%	
郷土資料館・文化財センター の年間利用者数(延べ数)	1,869人 (令和元年度)	4,600人	平成30年度3,615人

展覧会・講座・見学会の内容に満足した参加者の割合（参加者アンケート）	66.0% （令和元年度）	75.0%	総合戦略KPI
------------------------------------	------------------	-------	---------

## 施策・事業内容

### ○文化・芸術の振興

- \* 市内の各文化芸術団体などの活動を支援し、文化・芸術の振興に努めます。また、市民音楽祭や市文化祭、公民館まつりを開催し、市民が地域の文化や多様な芸術に参加し、触れ親しむ環境づくりを進めます。さらには、異なる分野の文化・芸術団体間の連携を図り、文化・芸術活動の活性化を図ります。

### ○文化施設の管理運営

- \* 市民の文化・芸術活動の拠点となる新たな施設の整備について検討を進めます。
- \* 郷土資料館・文化財センターの管理運営等について、文化施設運営協議会の意見を伺いながら点検・評価を行い、適正な管理運営等に努めます。

### ○歴史・文化の保全と活用

- \* 市内に所在する文化財の適正な保護のため、所有者・管理者に対する活動支援や助成に努めます。また、市内に所在する指定・未指定の文化財を保護し、それらを有効に活用するための文化財保存活用地域計画の策定について検討し、準備を進めます。
- \* 郷土資料館及び文化財センターについて、民俗資料や考古資料を収集保存し、貴重な文化遺産を後世に伝えるとともに、様々な分野の資料を良好な状態で保管・展示し、本市の歴史と文化を広く周知するため、施設の維持管理に努めます。
- \* 郷土資料館において、地域の歴史・文化・民俗・暮らしなどに関する調査研究を進め、その成果をいかした展覧会や見学会を開催し、本市の歴史と文化を市内外に広く周知することに努めます。
- \* 本市の歴史的変遷を明らかにし、市民の地域に対する理解と愛郷心を深めるため、古文書資料の収集・整理、保存を進めます。また、「あゆみ」シリーズなどの市史編さん関係書籍を発行します。

## 第4章 とともに学び未来を育む教育文化のまち

### 第5節 スポーツの振興

#### 現状と課題

近年、スポーツ活動が持つ意義や役割は大きく変容し、単に「する人」個人の自己実現・健康維持の手段といった枠を越え、「見る人」「支える人」が加わることにより、豊かな生活の実現やコミュニティの醸成など、まちづくりとの関わりが深くなっています。

本市においては、県南随一の規模を誇る総合運動施設をはじめ、社会体育施設の整備、学校体育施設の開放整備・活用等により、市民スポーツの振興やスポーツイベント・合宿の誘致を進めてきました。

近年、これらの施設の老朽化や、それに伴う維持管理コスト、改修コストの増加が課題となり、各施設の配置や、そのあり方について総合的に見直すことが求められています。

また、スポーツ基本法の制定により、誰もが生涯にわたり、様々な形でスポーツに親しめる環境づくりがこれまで以上に求められており、本市においても、市民スポーツの活性化やスポーツの日常化によるウェルネス（健康で充実した暮らし）を実現するため、市内運動施設の利便性向上や市民ニーズに対応したスポーツ施策を積極的に整備していく必要があります。

加えて、プロスポーツ等の関連合宿の誘致、競技スポーツ・ユニバーサルスポーツ\*の普及啓発などを通じ、スポーツを市民福祉の向上や地域振興に結び付ける取組が求められています。

このような中、既存の社会体育振興に加え、スポーツによる地域資源を活かしたまちづくりや健康まちづくり等の地域振興施策を強力に推進するため、平成29年度からスポーツ振興課を教育委員会事務局から市長事務局へ所管替えを行うとともに、スポーツを通じた地域振興基本計画を策定しました。それに基づき、地域スポーツコミッション\*「一般社団法人ウェルネススポーツ鴨川」が設立され、相互の連携の下、スポーツを通じた地域の稼ぐ力推進事業に取り組んでいます。

#### 基本方針

市民一人ひとりが、各自の適性や技量に応じて、安全かつ自主的にスポーツを楽しみ、支える環境づくりを目指し、総合運動施設や社会体育施設などのスポーツ・レクリエーション施設の整備を計画的に進めるとともに、地域スポーツコミッション\*と連携し、市民の積極的な施設活用とスポーツイベントへの参加を促進します。

また、これらの充実した運動施設に加え、スポーツに適した気候、豊かな自然環境など、本市の魅力・資源を最大限に活用した取組を推進するとともに、2020オリンピック・パラリンピック東京大会関連合宿のほか、プロスポーツ関連のイベント・合宿誘致に努め、競技スポーツの普及と交流人口の拡大を促進し、「スポーツ観光交流都市・鴨川」の発展を目指します。

さらに、地域内外の人々が交流できるオープンスペースを有したスポーツ等合宿施設である（仮称）小湊さとうみ学校を活用することにより、地域内外・多世代間のスポーツ・文化交流の促進を図ります。

加えて、地域スポーツコミッション\*「一般社団法人ウェルネススポーツ鴨川」の育成・支援を図り、スポーツと地域資源を掛け合わせた取組や、市民の体力向上・健康増進に資する取組を積極的に推進します。

また、総合運動施設については、民間活力の導入と効率的な運営を目指し、指定管理者制度の導入を推進するとともに、社会体育施設については、各地域のバランスや利用度、費用対効果等を考慮しながら、施設統廃合や遊休施設等の活用を検討します。

#### 評価指標

指標名	現状値	目標値	備考
総合運動施設の年間利用者数 (延べ数)	8万人 (令和元年度)	10万人	総合戦略KPI
鴨川オーシャンスポーツクラブの会員数	109人 (令和元年度)	160人	

本市において合宿等を実施した全日本クラス以上またはプロスポーツ団体の年間団体数	3団体 (令和元年度)	6団体	総合戦略KPI
---	----------------	-----	---------

## 施策・事業内容

### ○市民のスポーツ振興事業

- \* 子どもから高齢者までスポーツに親しめる環境づくりのため、スポーツ活動への補助等を行い、市民スポーツの振興を図ります。また、オルカ鴨川FCを地域資源と捉え、市民等が一丸となって応援・支援することで、地域の活性化及び市民スポーツの振興を図ります。

#### ◆市民会議提案《第1分科会 施策6》

オルカ、ロッセのサポーターの支援を積極的に行い、サーフィンの大会を誘致し、スポーツの振興を図り、スポーツ産業を育む。

### ○スポーツ推進委員によるスポーツの指導、普及活動

- \* 本市におけるスポーツ推進のため、スポーツ推進委員を委嘱し、事業実施に係る連絡調整や市民に対するスポーツの指導、普及などを進めます。

### ○スポーツコミッション\*による地域活性化の推進

- \* スポーツを活用し、人の流れを作り、それにより地域の活性化を図るため、地域資源と掛け合わせた取組を戦略的に推進します。また、地域スポーツコミッション\*の育成・支援により、スポーツビジネスの確立と地域産業の振興、スポーツ観光都市の活性化、市民のスポーツ習慣化による健康で質の高い生活を目指します。(再掲、第3章第4節)

### ○2020 オリンピック・パラリンピック東京大会を契機とした関連合宿等の誘致

- \* 地域スポーツコミッション\*と連携し、2020 オリンピック・パラリンピック東京大会に関連する各種競技団体の合宿を受け入れ、市民が見学や体験をすることにより、本市のスポーツ振興や、国際交流、障害者スポーツへの理解、本市の知名度の向上、観光振興など地域の活性化を図ります。

#### ◆市民会議提案《第1分科会 施策6》

オルカ、ロッセのサポーターの支援を積極的に行い、サーフィンの大会を誘致し、スポーツの振興を図り、スポーツ産業を育む。

### ○(仮称)小湊さとうみ学校によるスポーツ・文化交流の促進

- \* 地域内外の人々が交流できるオープンスペースを有したスポーツ等合宿施設を活用することにより、地域内外・多世代間のスポーツ・文化交流の促進を図ります。

### ○総合運動施設の整備

- \* 総合運動施設について、施設利用者が安全で快適にスポーツ活動に参加でき、競技力の向上及び健康増進につながる環境を提供するため、施設を適切に維持管理するとともに計画的な整備を進め、安全な施設運営に努めます。また、サービスの向上と維持管理経費の節減を図るため、指定管理者制度の導入を進めます。

### ○社会体育施設の整備

- \* 社会体育施設について、市民が安全で快適にスポーツ活動に参加できる場を提供するため、施設を適切に維持管理するとともに計画的な整備を進め、安全な施設運営に努めます。また、各地域のバランスや利用度、費用対効果等を考慮しながら、施設の統廃合や遊休施設等の活用を検討します。



## ○千葉ロッテマリーンズのキャンプ等の誘致

- \* 千葉ロッテマリーンズの鴨川キャンプを引き続き誘致し、「スポーツ観光交流都市・鴨川」を全国へ情報発信することにより、地域の活性化を図ります。また、球団や後援会組織との連携の下、各種イベントや地域交流を行い、市民スポーツの振興を図ります。（再掲、第3章第4節）

### ◆市民会議提案《第1分科会 施策6》

オルカ、ロッテのサポーターの支援を積極的に行い、サーフィンの大会を誘致し、スポーツの振興を図り、スポーツ産業を育む。

## 第4章 とともに学び未来を育む教育文化のまち

### 第6節 国際交流・地域間交流の推進

#### 現状と課題

本市の国際交流は、平成5年に米国ウィスコンシン州のマニトワック市と国際姉妹都市提携を締結して以来、中高生をはじめ市民の相互派遣事業や民間音楽団体主体の交流事業など、幅広い分野での交流活動が展開されています。令和5年には、国際姉妹都市提携30周年を迎えますが、これを契機に市民の国際意識の向上を図るため、両市の交流を充実させていく必要があります。

また、市内には、永住者をはじめ、大学、専門学校等の留学生など、多くの外国人が在住し、異なる文化や言語に適応しながら、学び、働き、暮らしています。これまで、本市では、多言語による行政・生活情報の提供や相談窓口の設置などのコミュニケーション支援に加えて、国際交流協会等との連携の下、外国人の生活に密着した日本語教室や防災教室の開催など、外国人が地域で暮らしていくための生活支援を行ってきましたが、地域の国際化が進む中で、今後も、本市で暮らす外国人が安心して生活していくことができる多文化共生の地域づくりを推進していく必要があります。

国内の姉妹都市等は、山梨県南巨摩郡身延町、東京都荒川区、君津市やさいたま市と姉妹都市、友好都市等の関係にあり、産業、消防、教育など、様々な分野での相互協力や交流活動を行っています。

地域間交流は、地域活性化に大きな効果があると考えられることから、農林水産資源や歴史資源をはじめとする多様な地域資源を活用しながら、特に市民レベルでの交流や活動の輪を広げ、交流人口の増加を図っていくことが重要です。

#### 基本方針

国際交流員や国際交流協会等との連携の下、マニトワック市等との国際姉妹都市交流や国際交流を推進するとともに、外国人住民が暮らしやすい多文化共生の地域づくりを進めます。

具体的には、多文化共生をテーマにしたイベントや場づくりを通して、市民一人ひとりが互いの文化や価値観への理解と尊重を深めるとともに、外国人コミュニティの核となる人材発掘やネットワークづくりを支援するなど、外国人住民の社会参画を支援していきます。

外国人住民と連携・協働することで、地域活性化やグローバル化への貢献が期待されます。

また、国際交流協会等の活動を支援するとともに、その組織強化を図ります。

さらに、豊富な地域資源を活用しながら、山梨県南巨摩郡身延町、東京都荒川区やさいたま市をはじめとする国内姉妹都市等との多様な交流活動を推進します。

#### 評価指標

指標名	現状値	目標値	備考
マニトワック市との相互派遣交流の参加者数	10人 (令和元年度)	12人	
多文化共生を支える人数	9人 (令和元年度)	15人	
国内姉妹・友好都市との交流事業への年間参加者数(延べ数)	108人 (令和元年度)	123人	

#### 施策・事業内容

##### ○国際化の推進

- \* 国際感覚に優れた人づくりや国際性に富んだ地域社会の実現のため、国際交流員として外国青年等を招致するほか、民間の国際交流団体が行う活動などを支援し、国際化を推進します。
- \* 国際的視野、国際的感覚の豊かな人材を育成するため、国際姉妹都市マニトワック市との中学生・高校生の相互派遣を行います。

### ○多文化共生の推進

- \* 市民一人ひとりが国籍や民族などの違いにかかわらず、地域社会で安心して暮らせるように、環境づくりや交流の機会の充実に努め、多文化共生を推進します。特に、母国と制度が違う住民登録や医療・福祉、防災、教育等について、多言語や「やさしい日本語」で情報提供を行います。
- \* 外国人の生活支援や相談体制の強化に向け、庁内連絡会議の開催や相談窓口の設置を行います。

### ○国内姉妹都市等との交流の促進

- \* 国内姉妹都市・友好都市との文化的・人的交流活動を推進します。